仕様書

この仕様書は、発注者である札幌市(以下「委託者」という。)が受託者に委託する、札幌市内の住宅・建築物における省エネ性能の見える化に関する調査業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

1　業務名

札幌市内の住宅・建築物における省エネ性能の見える化に関する調査業務

2　業務の目的

札幌市では、札幌市温暖化対策推進計画において、市内の温室効果ガス排出量を2030年に1990年比で25%削減という中期目標を掲げ、排出量の約7割を占める住宅・建築物における高断熱・高気密化や省エネ・再エネ機器の導入を組み合わせたゼロ・エネルギー化を進めている。

大規模（2,000㎡以上）の住宅・建築物の新築等に対して、建築主へCASBEE札幌を用いた自己評価結果の提出を2007年から条例で義務づけているが、昨今の高い省エネ性能を持ったゼロ・エネルギー・マンション(ZEH-M)やゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)について、その性能を上手く評価できていない。

国では、今年5月に公布した改正建築物省エネ法において、小規模（300㎡未満）の住宅・建築物の新築時に、建築士から建築主への省エネ性能の説明義務を2021年4月より施行する予定である。

本業務では、市民や事業者にとって一番分かりやすい住宅・建築物の省エネ性能の見える化を検討するため、省エネ性能の見える化に関する各種評価制度の比較等の調査を行うものである。

3　履行期間

契約締結の日から令和2年3月27日(金)まで

4　業務の内容

受託者は、本市が行う住宅・建築物における省エネ性能の見える化の検討のため、

下記の業務を行うこと。

(1)　住宅・建築物の省エネ性能に関する各種評価制度の比較

ア　各評価制度で定めている評価項目における、他の評価制度での類似した項目の有無や評価指標の違い

イ　一次エネルギー消費量や温室効果ガス排出量についての計算方法や評価手法の違い

ウ　評価に関係する費用などの違い CASBEE、BELS、QPEX、LEED、WELL 認証の国内外の各種省エネ性能の評価制度をまとめ、長所・短所を一覧で整理すること

なお、上記の調査については、公に公開されている情報による既存資料調査とする。

(2)　エネルギー使用量の見える化に関する調査

住宅やオフィスビル等における省エネルギー性能を市民や経営者が判断するにあたり、例えば、年間のエネルギー経費など分かりやすい内容でなければならない。

各評価制度では、各々の手法でエネルギー消費量を算出しているが、それらをエネルギー経費として換算して使用する場合の手法や課題などを調査・検討すること。

(3)　調査内容の取りまとめ

本業務期間における調査内容を報告書として取りまとめること。また、業務期間内の打合せについては、報告書の取りまとめに必要な回数とする。

5　提出書類

受託者は、下記の書類を委託者に提出し、実施内容等について報告するとともに、委託者より承諾を得ること。

(1)　着手時

受託者は業務契約締結後、速やかに業務日程表を作成し、委託者の承諾を得ること。

(2)　完了時

ア　業務完了届

業務完了後直ちに１部提出

イ　調査報告書

１部提出

ウ　本業務において収集した資料

本業務における調査内容の根拠となる資料を提出すること。

なお、有償の書籍等で著作権上コピー等引用部分の添付ができないものは資料の提出を求めないが、引用した資料に関する書籍名等をまとめた一覧表を提出すること。

エ　上記報告書等の電子データ

委託者が認める形式(Word、Excel、Power Point、PDF)による電子データを保存した記憶媒体(CD-R 等)1 枚提出すること。なお、上記形式の電子データによらない場合は、委託者及び受託者と協議のうえ決定する。

6　成果物の納入場所

住所：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

名称：札幌市 環境局 環境都市推進部 エコエネルギー推進課

7　業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和 2 年 3 月 27 日(金)まで

8　その他

(1)　関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

(2)　定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。

(3)　業務の実施にあたり、仕様書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るように努力すること。

(4)　本業務に関して生じる問題点は、委託者と受託者の双方が協議し、処理すること。

(5)　承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

(6)　本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の双方が協議し、処理すること。

(7)　本業務に関する不都合等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。

(8)　本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

(9)　本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとすること。

(10) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とし、これにかかる賠償責任が発生した場合は受託者負担による。

9　問い合わせ先

札幌市 環境局 環境都市推進部 エコエネルギー推進課　野村、亀田谷

電話:011-211-2872　Fax:011-218-5108　電子メール:kan.energy@city.sapporo.jp